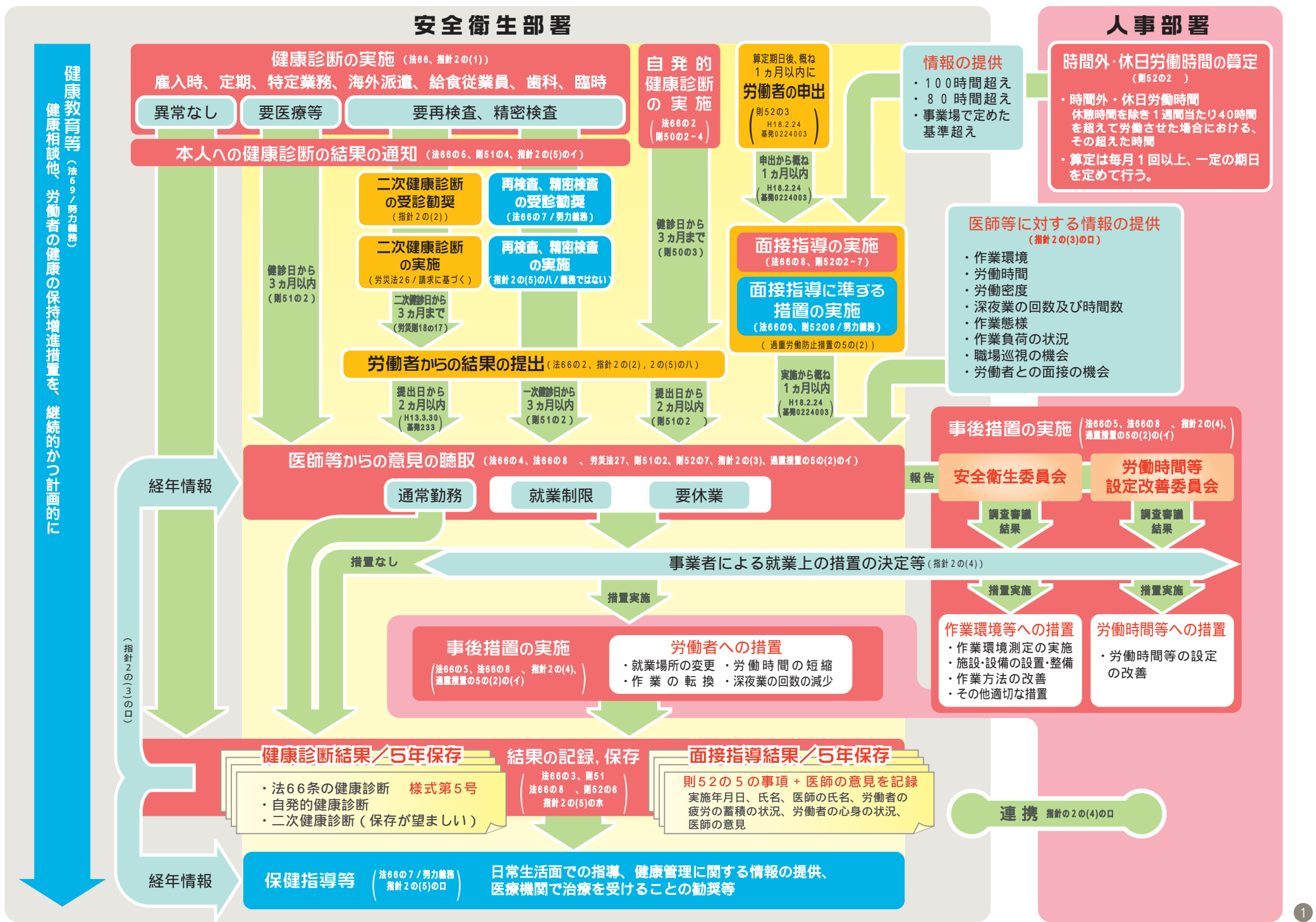


事業場における労働者の健康管理の流れ



関係条文、指針、通達等（抜粋）

1 健康診断の実施

安衛法 第66条（健康診断）
事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現在使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師が行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

安衛法第66条第1項3に基づき健康診断
・安衛則43条 雇入時の健康診断
・安衛則44条 定期健康診断
・安衛則45条 特定業務従事者の健康診断
・安衛則45条の2 海外派遣労働者の健康診断
・安衛則47条 給食従業員の健康診断
・安衛則48条 歯科医師による健康診断

特殊健康診断（安衛法第66条第2項、じん肺法に基づくもの）
・有機則29条 有機溶剤等健康診断
・鉛則53条 鉛健康診断
・四鉛則22条 四アルキル鉛健康診断
・特化則39条 特定化学物質健康診断
・高圧則38条 高気圧業務健康診断
・電離則56条 電離放射線健康診断
・石綿則40条 石綿健康診断
・じん肺法7～11条 じん肺健康診断

指針2の(1) 健康診断の実施
事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めなければならない。

2 健康診断の結果の通知

安衛法 第66条の6（健康診断の結果の通知）
事業者は、第66条第1項から第4項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

安衛則 第51条の4（健康診断の結果の通知）
事業者は、法第66条第4項又は第43条、第44条若しくは第45条から第48条までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

指針2の(5)のイ 健康診断結果の通知
事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が

入るよう、労働安全衛生法第66条の6の規定に基づき、健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

平18.2.24 基発第0224003号
「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

3 二次健康診断

労災法 第26条（二次健康診断等給付）
二次健康診断等給付は、労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下この項において「一次健康診断」という。）において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて、厚生労働省令で定めるところで行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者（当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その請求に基づいて行う。

2 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。
一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査（前項に規定する検査を除く。）であつて厚生労働省令で定めるところを行う医師による健康診断（一年度につき一回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。）
二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

3 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

労災法 第27条（健康診断の結果その他の事情等からの意見聴取）
二次健康診断を受けた労働者から当該二次健康診断の実施の日から三箇月を超えない期間で厚生労働省令で定める期間内に当該二次健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、同条中「健康診断の結果（当該健康診断）」とあるのは、「健康診断及び労働者災害補償保険法第26条第2項第1号に規定する二次健康診断の結果（これらの健康診断）」とする。

労災法施行規則 第18条の17（二次健康診断の結果の提出）
法第27条の厚生労働省令で定める期間は、三箇月とする。

平13.3.30 基発第233号
二次健康診断を受けた労働者から当該二次健康診断の実施の日から三箇月以内当該二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者は、安衛法第66条第1項から第4項まで若しくは第5項ただし書又は第66条の2の規定による健康診断及び当該二次健康診断の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、当該二次健康診断の結果を証明する書面が事業主に提出された日から二か月以内に、医師の意見を聴かなければならないこと。また、聴取した医師の意見は安衛則様式第5号の健康診断個人票に記載しなければならないこと。

指針2の(2) 二次健康診断の受診勧奨等
事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師等の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

指針2の(3)のロ 医師等に対する情報の提供
二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となつた一

次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

指針2の(3)のニ 意見の聴取の方法と時期
意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健康診断及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

指針2の(5)のロ 保健指導
労働者災害補償保険法第26条第2項第2号の規定に基づく保健指導（以下「特定保健指導」という。）を受けた労働者については、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師に当該特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

指針2の(5)のハ 健康診断結果の記録の保存
二次健康診断の結果については、事業者がその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。

4 再検査、精密検査

安衛法 第66条の7（保健指導等）
事業者は、第66条第1項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断又は第66条の2の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならない。

平8.9.13 基発第566号
(2) 保健指導の内容としては、日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診の勧奨、医療機関で治療を受けることへの助産等があること。

指針2の(5)のロ 保健指導
事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査若しくは精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うほか、その円滑な実施に向けて、健康保険組合その他の健康増進事業実施者（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条に規定する健康増進事業実施者をいう。）等との連携を図ること。

指針2の(5)のハ 再検査又は精密検査の取扱い
事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要がある労働者に対して、当該再検査又は精密検査の受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。なお、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一般には事業者による実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者による実施が義務付けられているので留意する必要がある。

5 自発的健康診断

安衛法 第66条の2（自発的健康診断の結果の提出）
午後10時から午前5時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後11時から午前6時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除

く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

安衛則 第50条の2（自発的健康診断）
法第66条の2の厚生労働省令で定める要件は、常時使用され、同条の自ら受けた健康診断を受けた日以前六月間を平均して一月当たり四回以上同条の深夜業に従事したとすることとする。

安衛則 第50条の3（自発的健康診断）
前条で定める要件に該当する労働者は、第44条第1項各号に掲げる項目の全部又は一部について、自ら受けた医師による健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。ただし、当該健康診断を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

安衛則 第50条の4（自発的健康診断）
法第66条の2の書面は、当該労働者の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければならない。

安衛則 第51条（健康診断結果の記録の作成）
事業者は、第43条、第44条若しくは第45条から第48条までの健康診断の結果若しくは法第66条第4項の規定による指示を受けて行った健康診断（同条第5項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。）又は法第66条の2の自ら受けた健康診断の結果に基づき、健康診断個人票（様式第5号）を作成して、これを五年間保存しなければならない。

安衛則 第51条の2第2項（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）
2 法第66条の2の自ら受けた健康診断の結果に基づき法第66条の4の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から二月以内に行うこと。
二 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

平11.5.21 基発第54号（自発的健康診断に係る医師等からの意見聴取等）
イ 事業者は、自発的健康診断の結果（有所見者に係るものに限る。）に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならないこと。

ロ 事業者は、イの医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、作業の転換、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければならないこと。

ハ 事業者は、自発的健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師、保健師又は保健士による保健指導を行うよう努めなければならないこと。

指針2の(3)のニ 意見の聴取の方法と時期
意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健康診断及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

6 面接指導

安衛法 第66条の8（面接指導等）
事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（面談その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び前項ただし書の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。

4 事業者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

